

防府市漁船用燃料油支援事業補助金交付要綱

令和7年12月17日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市漁船用燃料油支援事業（以下「事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 燃料油価格の高騰により影響を受けている漁業者の負担軽減を図り、操業を促進するため、漁業者に燃料油を有償提供する山口県漁業協同組合（以下「補助対象者」という。）に対して、漁船の操業に要する燃料油の高騰分について補助金を交付することで、物価高騰の影響緩和を図り、本市水産業の持続的発展に寄与することを目的とする。

(補助の対象等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表に掲げるとおりとし、市長は、予算の範囲内において、補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、防府市漁船用燃料油支援事業補助金交付申請書（兼）実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に漁業者が購入した燃料油の購入量、購入単価及び納品日の分かる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、次の各号に掲げる金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

(1) 補助対象者及び漁業者について当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額をいう。）

(2) 補助対象者が漁業者に対して徴収する手数料額

- 3 市長は、第1項で定める書類のほか、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助金の交付に必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付及び交付すべき補助金の額を確定し、防府市漁船用燃料油支援事業補助金交付決定(兼)補助金額確定通知書(第2号様式。以下「交付決定兼確定通知書」という。)によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定による交付決定兼確定通知書を受けた補助対象者は、速やかに防府市漁船用燃料油支援事業補助金交付請求書(第3号様式。以下「補助金交付請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する補助金交付請求書の提出を受けたときは、30日以内に補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

(報告及び調査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の実施状況について報告を求め、第9条の規定による帳簿その他関係書類、若しくは補助事業の施行状況を検査し、事業の実施上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第9条 補助対象者は、補助事業の実施状況及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係資料を整備し、補助事業完了の年度の翌年度の

初日から起算して５年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和７年１２月１７日から施行する。

別表（第 3 条関係）補助対象経費と補助額

補助対象経費	補助額
交付申請兼実績報告の時点で山口県漁業協同組合吉佐支店（山口支所を除く）に所属する正組合員又は准組合員で、漁船の所有者又は使用者である者が、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの期間において漁船の操業に要した A 重油の購入費（※）	補助対象経費の購入量（1 リットル単位）に次の 1 リットル当たりの補助単価を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の相当額とする。 【1 リットル当たりの補助単価】 1 リットル当たりの購入単価と 96. 7 円との差額

※令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までに購入、かつ使用見込みのあるものに限る。

第 1 号様式（第 4 条関係）

防府市漁船用燃料油支援事業補助金交付申請書（兼）実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

年度防府市漁船用燃料油支援事業補助金の交付を受けたいので、
防府市漁船用燃料油支援事業交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申
請及び報告します。

記

1 申請及び実績額（ 年 月分） 円

2 上記 1 の内訳 別添「補助額算出明細書」のとおり

3 添付書類

- ・購入量及び購入単価、納品日の分かる書類
- ・その他市長が必要とする書類

第 2 号様式（第 5 条関係）

指令 第 号
年 月 日

（宛先）

防府市長 印

防府市漁船用燃料油支援事業補助金交付決定（兼）補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度防府市漁船用燃料油
支援事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定し、額を確定した
ので、防府市漁船用燃料油支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により通知し
ます。

記

補助金の交付決定及び確定額 円

第3号様式（第6条関係）

防府市漁船用燃料油支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定及び確定通知
があった防府市漁船用燃料油支援事業補助金について、防府市漁船用燃料油支
援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求
します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合	
	支店・店・支所・出張所	
口座番号・種別		1：普通 2：当座 3：その他（ ）
口座名義 (カタカナ)		